

陸軍史の窓から (第26回)

陸軍武官の俸給・

恩給・叙勲

荒木 肇

自衛官の処遇改善が話題になっています。一般公務員と切り離し、「武官」としての独自の給与制度も検討されているとのこと。帝国憲法の時代には官吏は武官と文官に分かれていました。それが日本国憲法で軍隊はなくなり、昔の官吏はすべて公務員となりました。今回から陸軍軍人の俸給・恩給と叙勲についてお知らせします。

帝国憲法の公布は明治22(1889)年2月11日、翌年11月23日から施行されました。多くの法令がこの前後に出されます。そうした中に明治23年の「陸軍給與令」があります。これが日露戦後の経済状況を勘案した明治43(1910)年に改正され



「陸軍給與令」

るまでの基本になりました。

■物価と米価にみる社会

この前後の経済状況をまとめてみましょう。西南戦争(1877年)後の通貨膨張によるインフレを抑えるために強引なデフレ政策がありました。紙幣整理と増税です。その頃に芽を出した資本主義の発展により始まった産業革命によって、再びインフレが基調になります。明治25(1892)年の1円の購買力は、日清戦争後の31年には3分の2程度に下落しました。1銭2厘だったかけ蕎麦は1銭8厘になり、3銭だった天井は5銭になり、長屋の家賃も38銭から75銭に上がり、陸軍兵の副食費が1日6銭となり不満が続出していました。

明治19年の物価を100としたとき、25年のそれは114でした。日清戦争が起った27年には126、遼東半島などを失った三国干渉のあった28年に135となり、その後29年145、30年161、31年には170と上昇の一途をたどります。インフレは経済成長の証しでもありましたが、米価の上昇は一般物価より激しく都市住民の生活を直撃します。明治19年の米価を100とす

ると、23年には177となっていました。この年には、わが国の主要輸産物だった綿糸がインド製品に押されて、国際収支でもまったくの不振でした。

そうして24年には一度米価は下落します。26年までは安定した推移を見せますが、27年に指数175と再び急騰しました。石(150^キ)当たり10円20銭でした。東北地方で大冷害が起きた28年には指数196、石当たり11円49銭となりました。26年には三陸海岸大津波があり、米価は高値に張り付きます。30年には指数291となり石当たり18円99銭です。

明治26年から30年までに米価は約2・5倍になりますが、賃金は職工で同1・34倍になったに過ぎませんでした。30年ごろの1円がいまのいくらになるか、わたしはおおよそ1万円と考えています。陸軍少尉の月給が33万円くらいになります。150^キのコメがだいたい19万円とする^キと、コメの代金は1^キで1200円あまりです。

これを当時の都市住民がどれくらい食べていたかをみると、明治32年に出された『日本之下層社会』の中に31年の1か月の旋盤工の家計簿が

あります。36歳で、毎日10時間労働、日給65銭、月にして16円25銭の収入。夫婦と子供1人で借家(8畳、4畳、3畳)に月4円で住み、コメ代が7円60銭、副食費が3円60銭です。薪炭費2円50銭、さつきの石当たり約19円から考えると4斗(約60^キ)のコメを食べ、年間では4石8斗を食べています。

また、俳人である正岡子規は詳細な出納記録(明治29年)を残していますが、新聞社から月給29円とその他で月収35円77銭でした。台東区の根岸の家は家賃5円(8畳、6畳、4畳半、3畳)でコメ代は4円9銭、副食代は11円35銭、薪炭費1円13銭であり、この頃石当たり16円として月に2斗5升(37・5^キ)のコメを消費し、1人当たりでは年に150^キを食べています。

まさにコメが主食の時代であり、その価額の動きは庶民の暮らしに直結していました。

■官吏の区分

官吏の構成については大ざっぱに分けて、親任官、勅任官、奏任官、判任官、雇員、傭人の区分があります。親任官は勅任官の最高位で陛下自ら任命されます。親任式を行い

各省大臣、枢密院議長以下の枢密顧問官、特命全権大使などで武官にあつては陸海軍大將です。

次が勅任官（1・2等）で本省の次官・局長級、各県知事などですが、会計検査院長、帝国大学総長、内閣書記官長、法制局長官は同じ勅任でも次官よりも格上になります。また、警視總監や技監といわれた技術系官のトップも勅任官、陸海軍では中少将とその相当官です。現在の国家公務員指定職がこれらに近いとされますが、当時はもっと稀少価値がありました。

奏任官は陛下に奏上して裁可を賜りました。本省課長以下の中堅幹部、将来の幹部予定者もこれです。陸海軍では大佐から少尉、いわゆる士官のことで相当官も同じでした。この親任官・勅任官・奏任官をまとめて「高等官」とします。高等官は現在の各省庁のキャリア組と考えて良いでしょう。

高等官の下は判任官です。各省の長官の裁定で人事も決まります。一般官庁では「属」ともいわれ、陸海軍では准士官と下士です。

■1890(明治23年)「陸軍給與令」
明治23年3月、勅令第67号で陸軍

給與令が出されます。准士官以上は俸給、下士兵卒は給料、諸生徒は手當金と称します。

第7條には俸給に職務俸が加給される規定がありました。大將は俸給30000円と職務俸が30000円で合計60000円が年俸となります。同じように中將には俸給と職務給と21000円ずつで42000円、少將が18000円ずつで36000円でした。大佐は俸給1116円と職務給1231円の合計で2347円、中佐は同じく俸給と職務給の合計で1752円、少佐同じく1152円、大尉も同じく2等660円、1等が708円、中尉は同じく2等468円、1等516円、少尉は級がなく396円でした。大將は少尉の約15倍、大佐は同6倍にもなります。なぜ職務給と俸給を分けたかと言えば、停職や待命などの人には職務給を無くしたり、減額したりしたからです。

准士官は年額3600円、曹長は月給8円61銭、1等軍曹同6円42銭、2等軍曹5円7銭、上等兵は2円64銭、1等卒1円20銭、2等卒90銭です。

士官候補生については見習士官月額4円5銭、1・2等軍曹同2円64銭、兵卒階級の時は1円53銭となつ

ています。これは1年間の隊付で、1等卒から上等兵に、続いて2等軍曹、1等軍曹に進む間のことでした。幼年学校生徒には30銭が支給されました。

また、宅料といわれた営外居住者への手当てがありました。月額で大將は25円、中將は18円75銭、少將12円50銭、大佐10円、中佐8円70銭、少佐7円50銭、大尉4円75銭、中尉4円、少尉3円50銭が支給されます。営外居住の准士官3円20銭、同じく曹長1円90銭、同1等軍曹1円50銭、同2等軍曹1円25銭となっています。

士官以上、乗馬本分者が馬を飼う場合、「馬飼料」が支給されました。正馬は月額20円、副馬には6円がつきます。加えて毎月20円が「馬匹保續料」として出されました。

旅費のこと、演習や行軍の手当も規定されています。旅費は「汽車料船舶料車馬料日當移転料手當」の6種類に分かれていました。汽車料は哩（マイル）数、船舶料は海里数、車馬料は里数、日當は日数に応じるとあります。

汽車では中將なら1哩ごとに10銭、佐官と尉官は7銭、下士は5銭です。東京と名古屋間なら約250

哩、師団長なら25円が支給されました。船舶も同額です。当時の交通事情を知ることができるのが「車馬料」でした。当時、広島から日本海側の濱田へ出るには汽車がありません。車馬で移動すると、1哩あたり旅団長の少將なら32銭、大佐は22銭、少尉は18銭でした。

被服について准士官以上は自弁、ただし初任の時に限って服装手当が出ました。士官・准士官になると80円が1回限り、士官が初めて乗馬本分になると馬装手当40円が支給されます。このように給与の範囲は広いものでした。

■1892(明治25年)「高等官官等俸給令」

明治25年には高等官官等俸給令が出されます。親任官を除き、高等官を9等に分けることが書かれています。親任官と1等官・2等官を勅任官とすること、3等官乃至9等官を奏任官とすること、親任官の辞令は親署の後に御璽を鈐し、内閣総理大臣又は主座の大臣が副署するとあります。

内閣総理大臣は年俸96000円、書記官長同35000円、賞勲局総裁、法制局長官同40000円、各省大臣



■ 官吏はどれほどいたか

勅任190名(0・52%)、奏任36

3名(89・3%)となります。これ

では、陸軍武官の数かというと、

595名、うち勅任63名（0.36%）、

官626名、尉官3870名、判

この頃のわが国の総人口は、約男

人、合わせて同4140万人で、官

いながら、今人口の1%を占めているだけで。

試験、判任官の普通試験に合格しな

帝大卒の特権はそれだけではありません

弁護士試験を免除され、医科卒は医

員試験を受けなくても、その資格が

法科大学、その他の帝大生はどれ

文科・理科のすべてで定員は400

60人、工科は70人です。実際に入学

25人、文科8人、理科12人の合計で

6人、工料の9人であり、合計で2

このことは、当時の中等教育のレ

帝大卒業者の進路といえは、単年

明治9年から24年までの統計があり

官114人で官庁合計220人、学

士18人、海外留学12人、その他で3

ます。工科大学も行政官1人、技術

外留学14人、その他で合計357人

夏目も正岡も進学した文科大学は

員2人、大学院等5人、海外留学者1人、その他合計75人といふ。寂しい教

ることはせず、高等学校の英語講師

となり、正岡は中退して新聞記者になりました。

■1890(明治23)年「軍人恩給法」



「軍人恩給法」

陸海軍軍人の恩給は6種類でした。(1)退職恩給、(2)免除恩給、(3)増加恩給、(4)賑恤金、(5)給助金、(6)扶助料となりました。このうち、退職、免除、増加恩給と寡婦の扶助料については終身、孤児の扶助料は満20歳まで給付され、賑恤金、給助金は1回限りの支給でした。

退職恩給とは准士官以上で、現役11年以上で定限年齢に達し、あるいは定限年齢に達してはなくても傷痍を受け、あるいは疾病で服役に耐えずに退職した場合に受けたものです。また、戦闘時、戦時、平時にかかわらず公務によって傷痍を受けて1肢以上を失い退職した者、戦地において流行病に罹り、または戦時平時にこだわらず公務のために健康に有害な影響を受けることも顧みず勤務に従事し、1肢以上を失うか、そ

れに準じた者もこの恩給を受けられます。また、現役勤務11年以上で定限年齢に達してはなくても、休職、停職、満期もしくは論旨によって退職した者も含まれました。

■免除恩給と増加恩給

免除恩給とは下士以下で、やはり11年以上勤務し、定限年齢になるか服役満期となった者か傷痍や疾病で服役できず免官になった者に支給されます。

第9条には増加恩給の規定があります。「戦闘又戦時平時に拘はらず公務のために傷痍を受け若くは疾病に罹り」と但し書きがついて、「両眼を盲し若くは二肢以上を亡したるとき」「前項に準ずべき傷痍を受け若くは疾病に罹りたるとき」が付され、「二肢を亡し若くは二肢の用を失ひたるとき」「一眼を盲し若くは一肢の用を失ひたるとき」にも「前項に準ずべき傷痍を受け、疾病に罹りたるとき」という付帯があります。

第11條の規定は公務受傷や公務で疾病に罹患したときのものです。第13條は支給開始日の規定で、現役を離れた翌日から始まり死亡の月で終わるというものでした。

賑恤金は下士以下が受けられまし

た。増加恩給の対象にはなりません。が、公務による傷痍や疾病罹患について支給されました。第16條は給助金についての規定です。下士以上で「現役中死歿し若くは現役4年以上11年未満にして現役を離れ退職恩給、免除恩給を受けざる者に給す」とあります。

■加算年の規定

第20條には「従軍年は現役外の年月と為し之を其服役年数に加算するものとす」とあり、第21條には「従軍年の加算」について「外國戦に當り出征軍に編入せられ内國港灣を出發したるときは二個年(ママ)」が第1項に書かれています。つまり、受給資格が11年以上の在職とありますが、出征すると1年が3年になりました。第2項は内国戦で「戦地に臨みたるときは1個年」です。続いて第3項は「臨戦合圍地境に於て服役したるとき外國に在ては2個年内國に在ては1個年」で合圍地境とは戦地に隣接する地域を指します。日清戦争では長崎県對馬などになりました。第4項「日本國外の鎮戍に在りたるときは1個年」、第5項は出征事件に関して功績があった者や、一時的出兵でも出征軍と見なせる場

合は勅裁によると書かれています。第22・23條は海軍軍人の外国航海などへの加算についてです。第24・25條は受給資格の剥奪などでした。

■寡婦への扶助料

扶助料は、軍人が戦地で傷痍、疾病、戦闘死した場合に残された「寡婦」が終身受けることができました。寡婦がいなかった場合、その孤児に支給します。ただし孤児扶助料は家名を継承する者が受け、戸主ではない軍人の場合は長子に渡します。寡婦も孤児もおらず、あるいは権利を失ったときは、父母、祖父母が終身受けることになりました。第36條には「孤児」についての定義があり、「年齢20歳未満の男女子にして未だ結婚せざる者を云ふ」とあり、あくまでも成人までの扶助であるという意味です。

■恩給の実際

恩給表は横に11年から40年までの年数、縦軸は階級になっています。最少額は准士官、11年となりますが年額150円。ごく普通の20年勤務の少佐、年俸1152円では518円となっています。約45%です。聯隊長を務めたような大佐なら25年の勤務として925円、現職時は23

52円で約39%になります。

やはり世間での地位から高くしなければならぬのは将官でしょう。

少将であるとして現役時には3150円ですが恩給は30年服役で1382円、約44%です。

ただし、次回に詳しく説明しますが、「勲等年金令」という終身支給年金がありました。陸軍士官の場合は実役満14年半、おおよそ大尉で勲6等が与えられます。ただし、これも恩給資格と同様に加算年月の規定があり、実際はもっと短い期間で叙勲されたといえます。大尉になって満7年で勲5等、少佐満8年で勲4等に陞叙します。年金は勲6等なら84円、同5等で120円、同4等で180円、将官の勲3等ならば360円が下されました。

それに軍功があれば、明治27年9月に制定された金鵄勲章がいただけました。

次回は、日露戦後のインフレなどで改定された1910（明治43）年の給与令や大正時代の臨時手当などをお知らせします。

※参考・引用文献はすべて国立国会図書館のアーカイブで見られるものです。引用はカタカナを平仮名に漢数字を算用数字にしました。

図書紹介

大内 廣 陸自71

竹田恒泰著『現代語古事記』

学研出版

古事記を再発見させてくれる一冊を紹介したい。本書は古事記の丁寧な現代語訳の本文と学説や自説を含む解説とを併記した力作だ。本文は分かりやすい文章で物語が滞ることなく頭に入ってくる。解説には古事記の編集目的、上中下巻の構成と記述区分、編集当時の事情など学問上の定説とともに著者の見解も述べられている。例えば古事記は、大和朝廷の継続性と正当性を国民向けにアピールした最古の公文書、天智天皇の時代までの数百年分の歴史をまとめたもの、日本が神話から現代まで一貫した国であることを示す証拠などという見解は明快だ。古事記について今までしっかりと学んでいなかったことにも気づかされた。皇位継承が喫緊の大問題になっている今、皇室に男系男子が継承されてきたいきさつに注目して読むのも面白い。

この続編に「古事記完全講義」が

ある。本書の解説部分を更に詳しく面白く噛み砕いてある。また著者の中学校の歴史教科書「国史」は文科省の検定に合格し現場で採用されている。戦前使われていた時代区分「大和時代」を復活させるなどきめ細かく教育再建を目指していることも紹介したい。

教育の荒廃と言われ占領政策にその原因を求める論調もある。古事記まで戻って歴史を見直す時期に来ているのではないか。本書はその第一歩としてふさわしい。子供の教育に

関心のある人、海外赴任を前にしている人、日本のことをうまく説明できない人、などにも薦めたい。



(学研出版 定価1870円税込み)

だれでも
手軽に作れて
手軽に食べられる



災害時の非常食に ハイキング・アウトドアの携行食に

話題の「ミリメシ」の元祖

株式会社

ムサシフゾウ
武蔵富装

相談役：志摩 篤（陸自57 防大1）

TEL 03-5296-2833

FAX 03-3256-7388

- 陸上自衛隊戦闘糧食
- ミリメシ 防災あつあつロングライフ
防災丸かじりセット
- 食品用加熱剤「サバイバルヒーター」